

ID: 118

担当部署: 人権推進課

<b>処分の概要</b>	使用の許可及び変更許可		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	八頭町人権啓発センター条例 第7条		
<b>例 規 番 号</b>	平成17年条例第112号		
<p><b>【根拠条文】</b> (使用の許可) 第7条 施設を使用しようとする者は、あらかじめ所長の許可を受けなければならない。また、許可にかかる事項を変更するときも同様とする。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文、第8条及び八頭町暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可の基準) 第8条 次の各号の1に該当するときは使用を許可しないものとする。 (1) 公の秩序を乱し、又は風俗を害すると認められるとき。 (2) 施設備品等を滅失、又は破損すると認められるとき。 (3) その他管理上支障があると認められるとき、又は使用を不適當と認めるとき。</p> <p>(公の施設の利用における措置) 第7条 町長、八頭町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、町が設置し、又は管理する公共施設(付属施設を含む。)が暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公共施設の使用の許可をせず、又は当該使用の許可を取り消すことができる。</p>			
<b>標準処理期間</b>	1日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成26年7月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日